

大阪大学文学部・文学研究科 部局間交換留学(派遣) 募集要項

1. 概要

交換留学(派遣)とは、文学部・文学研究科の正規課程の学生が、学生交流協定(覚書)を締結している海外の大学(以下「協定校」)において、概ね 1 年以内の 1 学期間又は複数学期の間、本学に在籍したまま、科目履修又は研究指導等の教育の機会を得ることをいう。本募集は、文学部・文学研究科の部局間協定校への交換留学(派遣)候補者を募集するものである。

交換留学期間中の授業料は、本学に納めるものとし、協定校では徴収されない。また、留学中の在学期間は本学修業年限に通算される(交換留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」)。

なお、留学先で修得した単位のうち、文学部・文学研究科で所定の手続きを経て単位互換(認定)が認められた単位については、本学の卒業・修了要件単位として認められることがある。

2. 応募資格

次に示す要件をすべて満たしていること

(1) 申請時及び全派遣期間において文学部・文学研究科の正規課程に在籍していること

※ 派遣期間内に、文学部・文学研究科を卒業・修了する者あるいは期間中に学部から修士・修士から博士へ進学する者は対象外

(2) 卒業・修了予定月の前月以前までに留学期間を終えること

(3) 留学期間は協定校が定める学期単位とし、概ね 1 年を超えない計画であること

(4) 留学先での勉学・研究に英語を使用する場合は、文学部・文学研究科の語学能力基準(TOEFL iBT® 80 又は IELTS〈アカデミック・モジュール〉6.0)を満たしていること

(5) 協定校が定める交換留学生の成績基準(GPA 等)以上であること

(6) 協定校が定める交換留学生の語学能力・学年等の資格を有すること

3. 募集対象交換留学期間

2020 年 1 月から 2020 年 12 月までの間に留学を開始する者を対象とし、留学期間は協定校の学年暦に従うものとする。

なお、追加募集(2020 年 2 月/4 月予定)への応募も可能であるが、本募集で最大募集人数に達した大学については、募集を行わない。

4. 募集協定校(部局間)

別紙「募集予定対象協定校一覧」参照。

5. 協定校(部局間)留学情報

各自の責任により、事前に協定校のウェブサイトで留学期間や履修科目、要求される語学能力等の最新情報を調べておくこと。別紙『対象協定校一覧』に記載されている情報は、最新ではないため、あくまで参考とすること。

なお、協定校によっては交換留学生在が所属できないコース・プログラム、履修できない科目、履修要件が設定されている科目等があるため、各自で把握しておくこと。交換留学生在が所属できない学部・研究科、履修できない科目、履修要件を満たしていない科目を記載している場合は申請資格がないものとして取扱い、審査を行わない。

6. 提出書類

期限までに下記(1)～(9)の書類を紙媒体で提出すること（ホッチキス留めはしないこと）。

【提出先】 文学研究科教務係（文法経本館 1 階）

提出書類	内容
(1) 大阪大学文学部・文学研究科 部局間交換留学（派遣）申請書（様式 1）	要写真添付（データを貼り付けて印刷したものでも可）
(2) 大学等高等教育機関入学後の全ての成績証明書	応募時の前学期分までの成績が記載されているもの 原則、日本語版を提出する。
(3) 語学能力を証明する書類	語学能力検定試験のスコアは、応募締切日時点から過去 1 年以内に受験したものを有効とする。 ① 第一希望の留学先での勉学・研究に主として英語を使用する場合： TOEFL iBT®又は IELTS スコアシートの写し ※ 文学部・文学研究科の語学能力基準(TOEFL iBT® 80 又は IELTS(アカデミック・モジュール)6.0)を上回り、且つ、希望する協定校が定める語学能力基準を満たすもの ※ 語学能力基準は、必ず最新の情報を協定校のウェブサイトを確認すること ② 第一希望の留学先での勉学・研究に英語以外の言語を使用する場合： 留学先で使用する言語の語学能力検定試験のスコアシートや証明書の写し、又は、本学語学担当教員が作成した語学能力証明書様式(様式 2) ※ 協定校が申請時に指定するスコアシートがある場合は、原則それを提出すること。 ※ やむを得ず留学先で使用する言語の語学能力検定試験のスコアシートや証明書の写しを提出できない場合は、語学担当教員に語学能力証明書(様式 2)の作成を依頼すること。様式 2 は厳封のみ有効とする。 ※ 協定校が要求する語学能力基準を満たすもの。 ※ 日本語、英語以外の場合は、和訳を添付すること。
(4) 留学を希望する理由（様式 3）	日本語及び英語(又は留学先で使用する言語)により、各 1 部作成すること。 ※ 留学先で使用する言語が入力できない場合は、注意事項Ⅱを確認。
(5) 履修計画(様式 4)	第 1 希望の協定校について、1 部作成すること。
(6) 勉学又は研究計画（様式 5）	第 1 希望の協定校について、日本語及び英語(又は留学先で使用する言語)により各 1 部作成すること。 ※ 留学先で使用する言語が入力できない場合は、注意事項Ⅱを確認。
(7) 指導教員(又は担任教員)の推薦書(様式 6)	上記(1)、(5)、(6)を指導教員(又は担任教員)に提出のうえ、推薦書(様式 6)の作成を依頼すること。 ※ 様式 6 は厳封のみ有効とする。
(8) パスポートの顔写真ページのコピー	保有者のみ提出すること。
(9) 在留カードの両面コピー	外国籍保有者のみ提出すること。

【注意事項】

- I. 提出書類は成績証明書等原本又は写し(コピー)を求められる書類を除き、可能な限り文書ソフト等を用い、A4 版片面印刷で各 1 部作成すること。
- II. 留学先で使用する言語の入力ができない場合は、必要に応じて以下のフォントパッケージをダウンロードして対応すること。
<https://supportdownloads.adobe.com/detail.jsp?ftpID=5877>
- III. 昨年度以前の様式及び応募要件で作成された応募書類は、一切受理しない。
- IV. 募集締切り後の書類の差し替え及び追加提出は、原則認めない。よって、書類に不備があった場合、そのまま申請不可となり、研究科内選考の結果不採用となることがある。
- V. 研究科内選考の結果派遣候補者に内定した場合、協定校が定める申請書類を改めて作成・提出する必要がある。
- VI. 語学能力の注意事項
 - ① 協定校が定める語学要件やその有効期限等は、各自で責任を持って最新の情報を協定校のウェブサイト等で確認すること。なお、英国の大学等、各専攻によって語学要件が異なる協定校があるので、履修計画の作成には十分注意すること。語学要件を満たしていない専攻の授業を履修計画に記載している場合は申請資格がないものとして取扱い、審査を行わないことがある。
 - ② 語学能力検定試験のスコアは、応募締切日時点から過去 1 年以内に受験したものを提出すること。受験後にウェブ上で確認できるスコアの写しでも可とするが、後日スコアシートを受け取り次第、追加で提出すること。
 - ③ 応募締切日時点で協定校が定める語学要件を満たしている場合のみ、申請を可とする。
 - ④ 英語を母国語とする学生、国際バカロレア(IB)資格保有者及び本学において英語による学位取得コースに在籍している学生が留学先での学習・研究に英語を使用する場合は、学内選考の段階では TOEFL iBT®もしくは IELTS のスコアシートの写しの提出を免除する。ただし、協定校によっては、英語能力を証明する書類(例：TOEFL iBT®, IELTS の各スコア、英語で、初中等教育を受けたことを証明する書類(英語圏の高等学校の卒業証明書の写し等))の提出を求める場合があるので、遅くとも協定校の申請締切りの 2 か月前までに当該書類を入手しておくこと。

7. 応募受付期間

2019 年 8 月 1 日(木)～8 月 29 日(木) 17:00【締切厳守】

8. 選考方法

書類審査及び面接審査による研究科内選考を行い、交換留学推薦候補者を内定する。

【面接予定日】 2019 年 9 月 12 日(木)の指定する時間 (※都合がつかない場合に限り、相談に応じる)

9. 選考結果通知時期

9 月下旬頃(予定)

選考結果は文学研究科教務係からメールにて通知する。また、電話又はメールによる可否及び可否理由に関する問合せには一切応じない。

なお、これはあくまで研究科内選考における内定者の結果通知であり、部局間交換留学の正式決定ではないため留意すること。内定者は本学から協定校へ推薦され、協定校にて受入れ審査が行われる。協定校からの受入許可通知の受領をもって、交換留学が正式決定となるので留意すること。

10.奨学金

交換留学制度により部局間協定校に留学する場合、文学部・文学研究科が募集予定の「日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)」の奨学金に応募することができる。

また、国際学生交流課が募集する大学間及び**部局間派遣**を対象とした「大阪大学交換留学対象(JASSO 及び OU)奨学金」あるいは財団等の奨学生への申請については、随時、KOAN 掲示板へ掲載される。給付を希望する学生は、「阪大生のための海外留学ガイドブック」を参照のうえ、当該時期に各自の責任で KOAN 掲示板を確認すること。

11. その他

(1) 本募集に応募し、部局間交換留学(派遣)候補者として内定した場合は、文学部・文学研究科が実施する交換留学プログラムに必ず参加すること。プログラム概要は以下のとおり(詳細については、内定者に別途通知予定)。

【文学部・文学研究科 部局間交換留学(派遣)プログラム】

- ・部局間交換留学(派遣)候補者として内定した場合、本プログラムへ必ず参加すること。
- ・以下の①～⑤のプログラム要件をすべて満たした場合は、当該年度末に「修了認定証」を交付する。

- ①留学前・留学後に、本プログラムが指定する授業科目の中から計 4 単位以上修得すること。
- ②留学中に、派遣先大学の授業科目から 4 単位相当を修得すること。
(※派遣終了後、所定の単位互換(認定)手続きが必要。)
- ③文学研究科が実施するチューター制度の「チューター学生」として登録すること。
- ④派遣終了後、本プログラムが指定する留学成果発表等の活動に参加すること。
- ⑤派遣終了後に受験した語学能力検定試験の結果を提出すること。

(2) 必ず応募前に保護者の同意を得たうえで、授業・試験日程、就職活動、その他各自の予定等を申請前に十分確認し、参加が可能な場合のみ、応募すること。

(3) 渡航費、現地滞在費、海外旅行傷害保険、派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)等、留学にかかる費用は自己負担とする。各種奨学金への応募は可能だが、奨学金が得られなかった場合の資金計画も十分検討すること。

(4) 留学に当たり、海外旅行傷害保険及び本学が指定する派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)への加入は必須とする。

(5) 派遣候補学生に内定した場合でも、次の場合は派遣できない。

- ① 協定校の募集人員が減ったとき。
- ② 協定校の入学許可が得られなかったとき。
- ③ 「2. 応募資格」の要件を満たしていないことが判明したとき。
- ④ 正当な理由なく、派遣に関する手続きを怠ったとき。
- ⑤ その他、派遣に相応しくないと認められるとき。

(6) やむを得ない場合を除き、派遣先決定後の交換留学辞退及び期間変更は、原則認められない。

(7) 入学手続き、渡航手続き及び査証(ビザ)取得手続き等は協定校の指示に従うとともに、留学先の国・地域の大使館等で必ず最新の情報を得て本人の責任により行うこと。

本件問い合わせ先：

◆文学研究科国際連携室(文法経本館 1 階)

inter@let.osaka-u.ac.jp

◆文学研究科教務係(文法経本館 1 階)

bunsouhaku-kyoumu@office.osaka-u.ac.jp